中国の会社法・外資法とコーポレートガバナンス

丹 野 勲

はじめに

中国の会社法は、1994年7月に中華人民共和国公司法として施行され、1999年と2004年に一部改正された。会社法は、2005年10月に大幅に改正をし2006年1月施行した⁽¹⁾。

外資系企業については、「中外合資経営企業 法」による合弁企業、「中外合作経営企業法」 による合作企業、「外資独資企業法」による100 %外資企業、「外商投資株式会社規定」による外 商投資株式会社などが存在している。中国会社 法では、外資系企業にも適用されるが、中外合 資経営企業法、中外合作経営企業法、外資独資 企業法、外商投資株式会社規定に別段の定めが あればその定めが適用されるとしている。

本稿では、この中華人民共和国公司法を中心として⁽²⁾、さらに外資法としての中外合資経営企業法、中外合作経営企業法、外資独資企業法、外商投資株式会社規定にも言及し、中国の会社法・外資法とコーポレートガバナンスについて考察する。

なお、本論文は、文部科学省科学研究費補助 金基盤研究C「アジア・太平洋のフロンティア 地域の国際経営」(課題番号18530309)の研究 成果でもある。

第1節 中国の企業形態

中国の会社法では、会社形態として有限責任 会社(有限責任公司)、および株式会社(株式 有限公司)がある(第2条)。有限責任会社と 株式会社は企業法人であり、全株主は出資額を 限度とた有限責任である(第3条)。

中国の会社形態は、有限責任会社と株式会社 があり、有限責任会社と株式会社は法人で、全 ての出資者は有限責任であるとしている。中国 の国有企業も、法人としての企業法人となる。

1. 会社の設立

会社の設立は、登記が必要で(第6条)、会 社形態を変更する場合は本法に定める条件を満 たさなければならない(第9条)。会社設立に は、定款を制定し(第11条)、会社の経営範囲 は定款に定め登記しなければならない(第12条)。

会社はどのような事業を行うかという経営範囲を自由に決めることができるが、その経営範囲を会社定款に明記しなければならないこと、さらに会社定款を変更する場合変更登記しなければならない。

2. 労働組合と企業内の共産党の活動

会社の従業員は、中国労働組合法に従い労働組合を結成し、労働組合活動を行う権利がある。会社は、労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。会社の労働組合は、従業員を代表して報酬、労働時間、福利、保険及び労働安全衛生等の事項について会社と集団契約(労働協約)を締結する。会社の再編、重大な経営事項の決定、重要な規則の制定などの場合は、労働組合の意見、かつ従業員代表大会などで従業員の意見などを聴取しなければならない(第18条)。

以上の規定では、従業員は労働組合を設立する権利があり、会社は労働組合活動に必要な活動条件を提供しなければならないとしている。 さらに、会社が重要な経営決定を行う場合、労働組合と従業員代表大会の意見を聴かなければならないとしている。

会社内に中国共産党の組織を設立、党の活動を行い、会社は党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない(第19条)。この規定は、会社法に共産党企業委員会の活動保障を明記している。これは社会主義国である中国特有の特徴であろう。

3. 株主

株主は、株主の権利の濫用、会社法人の独立 的地位および株主の有限責任を濫用することに より会社、株主、債権者の利益を損なってはな らない。株主が有限責任を濫用して、債務を逃 れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合 は、会社の債務に対して連帯して責任を負う。 (第20条)

会社の法人格否認の法理が、以上の条文で明記された。すなわち、会社の法人格や有限責任の濫用または法人格の形骸化が認められた場合に、当該会社に限り法人格が否認される。日本では、この法人格否認について判例により認めれれているが法律の条文にはないのに対して、中国では会社法のこの条文で明確に規定されている。

第2節 有限責任会社

1. 設立

有限責任会社を設立する場合、株主が50名以下、登録資本が3万元以上、会社定款の制定、 法定の会社機関などが必要である(第23条、第 24条、第25条)。

有限責任会社は、株主が1人以上50人以下、 登録資本金が3万元以上と規定している。株主 は、上限が50人とされ、1人有限責任会社も認 めている。

有限責任会社の登録資本金は、登記している 全株主の引き受け出資額で、原則として最低限 度額は3万元である。全株主の初回出資額は、 登録資本の20%を下回ってはならず、その残り の部分は株主が会社成立日から2年以内に全額 払い込む。(第26条)

2005年の会社法の改定では登録資本を3万元とし、改定前の業種により10万元から50万元と比べて登録資本を大幅に引き下げた。これは、登録資本金を3万元(1元を約14円で換算すれば日本円で約42万円)と低くすることによって、会社を設立しやすくすることを狙ったものである。さらに、会社設立時に登録資本の20%以上を実際に払い込まなければならず、残りの部分は原則として2年以内に払い込まなければならないとしている。旧会社法では、設立時に一括払い込みであったことと比較すると会社設立の規制が緩和された。なお、日本の会社法でも最低資本金の規定が緩和され、1円の資本金でも会社を設立することができるようになった。

株主は、貨幣、または現物、知的財産権、土 地使用権などの金銭以外非貨幣財産で出資する ことができる。全株主の貨幣出資金額は有限責 任会社の登録資本の30%を下回ってはならない。 (第27条) 会社法では、出資方法として人民元 や外貨などの通貨による出資、工場の建物、設 備機械、倉庫、原材料などの現物出資、土地の 使用権(工場用地は50年、居住用地は70年、商 業用地は30年)などを認めている。なお、出資 額のうち貨幣出資は30%以上とした。これは、 出資額のうち現物出資は70%まで認めれれるこ とになる。外資系の合弁企業の有限責任会社形 態の場合も適用されるので、現地側は出資額の 70%まで現物出資による形態が認められる。な お、日本の会社法でも、一定の条件で現物出資 を認めている(日本会社法第28条)。

2. 株主総会

株主総会は、有限責任会社の全株主によって 構成され、最高の意思決定機構である。株主総 会の権限として、(1)会社の経営方針・投資計 画の決定、(2)董事・監事の選任と報酬の決定、 (3)董事会報告の審議・承認、(4)監事会・監事 報告の審議・承認、(5)年度財務予算案・決算 案の審議・承認、(6)利益配当案・欠損補填案 の審議・承認、(7)登録資本金の増加または減 少についての決議、(8)社債発行の決議、(9)会 社の合併・分割・解散・清算または会社形態の 変更について決議、(10)会社定款の変更、(11) 会社定款に定めるその他の権限、がある。(第 37条)

3. 株主総会の開催・招集

株主総会は、定例総会と臨時総会がある。10分の1以上の議決権を有する株主、3分の1以上の董事(取締役)、または監事会(監査役会)もしくは監事会を設けない会社の監事(監査役)が臨時会議の開催を提案した場合は、臨時総会を開催しなければならない。(第40条)株主総会は、原則として董事会が招集し董事長ないし執行董事が主宰する。董事会または執行董事が株主総会招集の職責を履行しないときは、監事会または監事が招集・主宰する。監事会または監事が招集・主宰する。監事会または監事が招集・主宰する。に事会または監事が招集・主宰する。に事会または監事が招集・主宰しないときは、10分の1以上の議決権を有する株主が自ら招集し、主宰することができる。(第41条)

コーポレートガバナンスの視点で重要なのは、10%以上の株主が要求すれば臨時株主総会を開催しなければならないことである。改定前の以前の会社法の規定では、臨時株主総会の開催要件として株主の25%以上の要求が必要であったが、2005年の会社法改定では株主の10%以上の要件に緩和された。これは、少数株主の権利を保護するというコーポレートガバナンス強化を意図したものであろう。

4. 株主総会の議決権

株主総会においては、株主が出資比率に基づいて議決権を行使する(第43条)。株主総会が定款の変更、登録資本金の増加または減少、会社の合併・分割・解散・会社形態の変更について決議する場合は、3分の2以上の議決権を有する株主によって採択されなければならない(第44条)。

株主総会の普通決議では、2分の1以上の株主の賛成が必要である。定款の変更、登録資本金の増減、会社の合併・分割・解散または会社形態の変更についての決議は、特別決議となり、3分の2以上の株主の賛成が必要である。

5 董事会(取締役会)

有限責任会社は、3名から13名の董事会(取締役会)の設置を義務づけている(第45条)。ただし、株主が少ないまたは小規模の有限責任会社では、執行董事を1名置き、董事会を設置しないことができ、執行董事は総経理を兼任することができる(第51条)。董事会には董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長の選出方法は定款により定める。(第45条)董事の任期は1期3年を超えることはできないが、再任は可能である(第46条)。なお、董事の選出は株主総会で行う。

2つ以上の国有企業や国有投資主体が投資して設立した有限責任会社は、董事会の構成員に会社の従業員代表をいれなければならない。その他の有限責任会社は、董事会の構成員に会社の従業員代表をいれることができる。董事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会などで民主的選挙によって選出する(第45条)。

以上の規定で興味深いのは、国有資本の有限 責任会社では董事会の構成員に会社の従業員代 表を入れることを義務づけたことである。この 規定は、従業員代表の取締役会への経営参加と いう点で注目される。なお、一般の有限責任会 社では、この従業員代表の取締役会への経営参 加は義務ではなく任意規定である。

6. 董事会の権限

董事会は、株主総会に対して責任を負う。董 事会の権限として、(1)株主総会の招集と報告、 (2)株主総会の決議の実行、(3)経営計画・投資 案の決定、(4)年度財務予算案・決算案の作成、 (5)利益配当案と欠損補填案の作成、(6)登録資 本金の増加・減少案、社債発行案の作成、(7) 合併・分割・解散・会社形態変更の案の立案、 (8)内部管理機構の設置、(9)総経理・副総経理・ 財務責任者の選任・報酬の決定、(10)基本的管 理制度の決定、(11)会社定款に定めるその他の 権限、である(第47条)。董事会会議は原則と して董事長が招集・主宰し(第48条)、董事会 決議の議決は、1人1票により行う(第49条)。

中国の会社法では、取締役会は登録資本金の 増減については、その案を作成するのみで、決 議は株主総会での特別決議として株主の3分の 2以上の賛成が必要である。これに対して、日 本の会社法では授権株式制度を採り、会社が将 来発行する予定の株式の数を定款で定めておき、 その授権の範囲内で取締役会の決議のみで株式 を発行することを認める制度を採っている。

7. 総経理

有限責任会社には、総経理を置くことができ、董事会が任命又は解任を決定する。総経理は、董事会に対して責任を負う。総経理の権限としては、(1)生産経営管理を主管、董事会決議の実施、(2)年度経営計画と投資案の実施、(3)内部管理機構の設置案の立案、(4)基本的管理制度の立案、(5)具体的規則の制定、(6)副総経理、財務責任者の選任の提案、(7)管理責任者の任命の決定、(8)董事会により与えられたその他の権限、である。(第50条)

中国の有限責任会社での総経理は、任意にお くことができ、会社の実務上の最高責任者であ り、社長のような存在である。総経理の選任は 董事会(取締役会)で行ない、会社執行に関わる権限を持っている。

8. 監事会(監査役会)

有限責任会社は、3名以上からなる監事会を設置しなければならないが、株主が少人数または小規模な有限責任会社は、1名ないし2名の監事を置き監事会を設置しないことができる。監事会は、株主代表と適当な比率の会社従業員代表を含まなければならず、そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない、監事会は主席1名を置き、主席は全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し主宰する。董事及び高級管理職は、監事を兼任できない(第52条)。監事の任期は1期3年で、再任は可能である(第53条)。

以上の規定で、コーポレートガバナンスの視点で重要なのは、有限責任会社では、監事会または監事の設置を義務づけたこと、また監事会に従業員代表を3分の1以上参加することを義務づけたことである。有限責任会社の監事会に従業員代表の参加を義務づけたことは経営参加の視点からも注目される。

9. 監事会、監事の権限と招集

監事会又は監事会を設けない会社の監事の権限として、(1)財務監査、(2)董事・高級管理職の職務執行に対する監督、ならびに法律、行政法規、定款、株主総会決議に違反する董事、高級管理職への罷免提案、(3)董事・高級管理職の行為が会社利益に損害を与える場合の是正要求、(4)臨時株主総会招集の提案、(5)株主総会への意見提出、(6)董事・高級管理職への訴訟提起、(7)定款に定めるその他の権限、がある(第54条)。以上のように、監事会の権限として、会社会計の監査、解任提案権、董事と高級管理職に対する是正要求権、株主総会への召集権、株主総会への提案権、訴訟提起権などがある。

監事は、董事会会議に列席し、質問や意見を

提出し、会社経営に関しての調査を行うことが できる (第55条)。監事会決議は、半数以上の 監事の賛成により採択される(第56条)。監事 会・幹事の職権を行使するための費用は会社の 負担とする (第57条)。以上のように、監事会 は監査権、諮問権、調査権などがあり、監事の 過半数以上の賛成で採択される。監事会・監事 に必要な費用は、会社が負担することを明記す ることにより監事の役割を十分果たせるように 規定している。

第3節 一人有限責任会社

一人有限責任会社とは、株主が1人の自然人 または1社の法人のみである有限責任会社であ る。なお、特に規定がない場合、有限責任会社 の規定を適用する。(第58条) 中国の旧会社法 では、一人有限会社に関する規定がなかったが、 新会社法で新たな企業形態として導入された。 一人有限会社は、1人のみで出資する有限責任 会社である。単独の個人出資を認めるこの会社 形態は、会社法の規制緩和という意図もあろう。

一人有限責任会社の登録資本最低限度額は10 万元である。株主は、会社定款に定める出資額 を一括で払い込まなければならない。1人の自 然人は、一人有限責任会社を1社のみ投資設立 することができる。当該一人有限責任会社は、 新たに一人有限責任会社を投資設立することは できない。(第59条)一人有限会社は、1人の 出資のみで設立できるため、設立しやすい企業 形態であるが、悪用や不正などのリスクも存在 する。それを防ぐために、登録資本金を一般の 有限責任会社より高い10万元、かつ一括で振込 みをしなければならないと規制した。また、1 人が1社のみの一人有限会社を設立できると規 制した。

一人有限責任会社の定款は、株主が制定する (第61条)。一人有限責任会社は、株主総会を設 けない。株主の決定事項の権限は、有限責任会 社での株主総会の権限(第37条)と同じである (第62条)。一人有限責任会社は、財務会計報告 書を作成し、かつ会計士事務所の監査を受けな ければならない (第63条)。一人有限責任会社 の株主は、会社の財産が株主自身の財産から独 立していることを証明することができない場合 は、会社の債務について連帯して責任を負わな ければならない (第64条)。

以上のように、一人有限会社は、法定の会計 士による監査を義務づけ、さらに、個人財産と 会社財産を混同し有限責任の悪用を防ぐために、 株主の連帯責任を要求する法人格否認の法理を 条文に明記している。

第4節 国有独資会社に関する特別規定

国有独資会社とは、国や国有資産監督管理機 構が単独で出資した有限責任会社である(第65 条)。国が出資した国有独資会社に関して特別 規定を設けているのは、国有企業の改革政策の ためであろう。

1. 株主総会

国有独資会社は株主総会を設けず、国有資産 監督管理機構が株主総会の権限を行使する。国 有資産監督管理機構は会社の董事会に授権して 株主総会の権限の一部を行使させ、会社の重大 事項を決定させるものとする。ただし、会社の 合併、分割、解散、登録資本金の増加又は減少 及び社債の発行については、国有資産監督管理 機構が決定しなければならない。(第67条)

2. 董事会(取締役会)

国有独資会社は董事会(取締役会)を設け、 有限責任会社の規定(第47条,第67条)と同じ 権限を行使する。董事会の各期の任期は3年を 超えてはならない。董事会の構成員には会社従 業員の代表を含めなければならない。董事会の 構成員は国有資産監督管理機構が任命派遣する が、董事会構成員の従業員代表は会社従業員代 表大会の選挙によって選出する。董事会は董事 長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長は、国有資産監督管理機構が董事会の構成員の中から指名する。 (第68条)

コーポレートガバナンスの視点で興味深いの は、国有独資会社の董事会の構成員に、従業員 代表を含めるという義務規定を明記している点 である。国有企業の取締役会への従業員の経営 参加という観点で注目されよう。

3. 総経理

国有独資会社は総経理を置き、董事会が任命・解任する。総経理は、有限責任会社の規定(第50条)と同じ権限を行使する。国有資産監督管理機構の同意を経て、董事会構成員は総経理を兼任することができる(第69条)。国有独資会社は、董事会が選任する総経理を置くことができ、総経理の権限は有限責任会社の規定と同じである。

4. 監事会(監査役会)

国有独資会社の監事会(監査役会)の構成員は、5名を下回ってはならず、そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。監事会の構成員は国有資産監督管理機構が任命派遣するが、監事会構成員の従業員代表は会社従業員代表大会の選挙によって選出する。監事会の主席は国有資産監督管理機構が監事会構成員の中から指名する。監事会は、有限責任会社の規定(第54条)および国務院の定めるその他の権限を行使する。(第71条)

コーポレートガバナンスの視点で興味深いのは、国有独資会社の監事会の構成員の3分の1以上を従業員大会によって選出するという義務規定が董事会とともに明記されていることである。この規定は、監査役会への従業員の経営参加という視点でも注目される。

第4節 株式会社(株式有限会社)

株式会社を設立する場合、発起人の員数、資本、株式の発行、会社定款、組織機関、などが 法律の定めに合致する必要がある(第77条)。 株式会社(株式有限会社)は、資本が株式で、 出資者は全て有限責任である企業形態である。 中国の会社法では、株式会社のうち、上場企業 については特別な規定を設けている。

1. 設立形態と発起人

株式会社の設立は、発起設立または募集設立がある。発起設立とは、会社株式の全部を発起人が引き受けて会社を設立することである。募集設立とは、株式の一部を発起人が引き受け、その他の株式を公開募集または特定の対象者に対し募集して会社を設立することである。(第78条)株式会社を設立するときは、2名以上200名以下の発起人が必要で、半数以上の発起人が中国国内に住所を有していなければならない(第79条)。

以上のように、株式会社の設立には発起設立 と募集設立があり、2人以上200人以下の発起人、 かつ半数以上の発起人が中国国内に住所を有す る必要がある。

2. 登録資本金

発起設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は登記する全発起人が引き受けた資本総額である。会社の全発起人の初回出資額は登録資本の20%を下回ってはならず、その残りの部分は原則として会社成立日より2年以内に全額払い込む。全額を払い込むまで、第三者に対して株式を募集してはならない。募集設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は登記する実際に払い込まれた資本総額である。株式会社の登録資本の最低限度額は500万元である。(第81条)

発起人の出資方式については、有限責任会社

の規定(第27条)と同じく、貨幣、または現物、 知的財産権、土地使用権などの金銭以外の非貨 幣財産で出資することができ、貨幣出資金額は 登録資本の30%を下回ってはならない(第83条)。

株式会社の最低登録資本は500万元で、登記時に登録資本の20%以上の払い込みが必要で、 残りの登録資本金は2年以内に支払う。出資方 法については、貨幣出資のみならず各種の現物 出資を認めているが、現物出資の割合は70%ま でと規制している。

3. 募集設立

募集設立の方式により株式会社を設立する場合、発起人の引き受ける株式は会社の株式総数の35%を下回ってはならない(第85条)。募集設立では発行株式の35%以上発起人が引き受けるという規定は、登録資本の多くを他人資本によって会社を設立し、不正に投資家から資金を集めることを防ぐという意図がある。

4. 株主総会

株主総会は会社の最高意思決定機関である (第99条)。株主総会の権限は、有限責任会社の 規定(第38条)を適用する(第100条)。株主総 会は、毎年1回定時総会を招集する必要がある。 臨時株主総会は、単独または合計で会社の株式 の10%以上を保有する株主の請求、または董事 会や監事会の要求など場合、招集しなければな らない(第101条)。株主総会は、董事会が招集 し、董事長が主宰する(第102条)。単独でまた は合計で会社の3%以上の株式を保有する株主 は、株主総会への提案を董事会に提出できる (第103条)。

コーポレートガバナンスの視点で重要なのは、 10%以上を保有する株主は株主総会召集権、3 %以上を保有する株主は株主総会で提案権を持 つことである。

株主は、1株につき1個の議決権を持つ。た だし、会社保有の自己株式には議決権はない。 株主総会の決議は、総会に出席した株主が保有する議決権の過半数によって採択する。ただし、株主総会が定款の変更、登録資本金の増減、会社の合併・分割・解散、会社形態の変更について決議を行うときは、総会に出席した株主が保有する議決権の3分の2以上で採択しなければならない。(第104条)以上のように、株主総会では、普通決議では50%以上の賛成が、定款の変更、登録資本金の増減、会社の合併・分割・解散、会社形態の変更といった特別決議では3分の2以上の賛成が必要である。

株主総会で、董事、監事を選出する場合、累積投票制度を実施することができる(第106条)。 累積投票制とは、株主1株につき、選出人数と同等の投票権を有する制度(たとえば選出人数が6名の場合6名連記の投票となる)で、中小株主に有利な制度である。中国の会社法では、株主総会で董事、監事の選出のみに、累積投票制度を任意で導入することができる。

5. 董事会(取締役会)、総経理

株式会社は5名から19名の董事会(取締役会)を設けなければならない。董事会の構成員には、会社の従業員代表を入れることができる。株式会社の董事の任期規定および董事会権限に関する規定は、有限会社の規定(第46条、第47条)を適用する(第109条)。

株式会社の董事会(取締役会)に、有限責任 会社と同じく、従業員代表を任意に置くことが できるという規定は、経営参加の視点から注目 される。ただし、この規定は、国有独資会社の 規定と違い、義務規定ではなく任意規定である。

董事会は董事長1名を置くものとし、副董事 長を置くことができる。董事長および副董事長 は、董事会で全董事の過半数によって選出され る。董事長は董事会会議を招集及び主宰する。 (第110条)

10分の1以上の議決権を有する株主、3分の 1以上の董事又は監事会は、董事会臨時会議の 開催を提案できる(第111条)。10%以上の株式 を所有する株主の要求がある場合、董事会臨時 会議の開催を提案できるというこの規定は、少 数株主の権利を保護するためであろう。

董事会会議の定足数は過半数で、議決は1人 1票、過半数以上の賛成が必要である(第112 条)。董事は、董事会の決議に責任を負う。董 事会の決議が法律、行政法規、定款、株主総会 決議に違反し、会社に重大な損失を与えた場合、 決議に参加した董事は会社に対して賠償責任を 負う。ただし、議決に異議を表明しかつ議事録 に記載されているときは、当該董事の責任は免 除することができる。(第113条)董事会決議が 法規や定款違反で、会社に重大な損失を与えた 場合、決議に賛成した董事は会社に対して賠償 責任を負うというこの規定は、取締役の法律的 責任、コーポレートガバナンスの観点から注目 されよう。

株式会社は総経理を置き、董事会が任命・解任する。総経理の権限は、有限責任会社の規定 (第50条)を適用する(第114条)。株式会社の 董事は、総経理が兼任することができる(第115 条)。

会社は、定期的に株主に対して董事、監事、 高級管理職の報酬を開示しなければならない (第117条)。以上のように、コーポレートガバ ナンスの観点から、董事、監事、高級管理職の 報酬開示義務を定めている。

6. 監事会(監査役会)

株式会社は、3名以上の監事会(監査役会)を設けなければならない。監事会は、株主代表および従業員代表を含まなければならず、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。監事会は主席1名を置き、副主席を置くことができる。監事会の主席・副主席は、全監事の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し主宰する。董事、高級管理職(総経理、副総経理、財務責任者、董事会秘書など)は、監事を兼任できない。監事の任期および監事会権限は、有限責任会社の規定(第53条、第54条、

第55条)を適用する。(第118条)監事会の権限 行使に必要な費用は、会社が負担する(第119 条)。監事会決議は、半数以上の監事の採択が 必要である(第120条)。

以上の規定でコーポレートガバナンスの視点で重要なのは、株式会社の監事会の構成員の3分の1以上は、従業員代表の監事でなければならないという規定を設けたことである。株式会社では、董事会への従業員代表の参加は任意規定であるが、監事会への従業員代表の参加は義務規定である点は注目されよう。

7. 株式の発行

株式会社の資本は株式に分け、1株当りの金額は均一とする(第126条)。株式発行は公平・公正、同一種類の株式は同等の権利、同時発行の同一種類の株券は発行条件・価額が均一を原則とする(第127条)。株式の発行価額は、額面額によるか、または額面額より高くすることもできるが、額面額を下回ってはならない(第128条)。株式会社の株式は、株式の均一性を要求し、額面株式と無額面株式、時価発行、記名株式と無記名株式などを認めている。

株式は、記名株式か無記名株式とする。新株の発行では、新株の種類および額、新株の発行価額、新株発行の開始日および終了日、既存株主に割り当てる新株の種類および額について株主総会は決議を行わなければならない。(第134条)新株は、登録資本金を増加させることになるので、株主総会での株主の3分の2以上の賛成が必要な、特別決議事項となっている。

中国では、普通株式以外に、優先株、A株、B株などの株式がある。中国の株式市場では、人民元普通株式と呼ばれるA株、人民元特殊株式と呼ばれるB株がある。A株とは、人民元で取引される主に中国国内投資家向けの株式である。B株とは、主に海外投資家向けに外貨で取引される株式であるが、2001年2月以降、国内投資家にも解放された。

8. 株式の譲渡

株主が保有する株式は法により譲渡ができる (第138条)。株式譲渡は、証券取引所、または 国務院の定める方式により行なう(第139条)。 発起人の保有株式は会社成立の1年間は譲渡で きない。公開前の株式は上場から1年以内は譲 渡できない。董事、監事、高級管理職は、自社 保有株状況の会社への申告、1年間の自社保有 株の譲渡は25%以内、株式上場から1年以内お よび離職してから半年以内は自社保有株の譲渡 禁止、を規定している。(第142条)

以上のような、株式会社の経営者や上級管理者に自社保有株式の譲渡制限を設けることによって、インサイダー取引や不正取引などを防止する法規制を行った。

9. 自己株式取得の原則禁止

会社は自己株式を取得できない。ただし、(1) 登録資本の減少、(2)自社株式を保有する他社 との合併、(3)株式を褒賞として自社の従業員 に給付する場合、(4)株主が株主総会での合併 または分割の決議に異議があり会社に株式買取 を求めている場合、例外として自社株の取得を 認めているが、その場合株主総会の決議が必要 であり、この自己株式は発行済株式総額の5% 以内と制限している。(第143条)

第5節 上場会社組織機構に関する 特別規定

上場会社とは、その株式が証券取引所で上場 取引している株式会社である(第121条)。

中国の証券法では、上場の条件として①株式が公開発行されていること、②株式総額が3,000万元以上であること、③公開発行の株式が株式総額の25%以上(ただし、株式総額が4億円以上の場合は10%以上)であること、④過去3年間に重大な違法行為がなく、かつ会計報告に虚偽記載がないこと(証券法第50条)である。

上場会社が上場後1年以内に売買した重大な 資産または担保の金額が会社資産総額の30%を 超える場合には、株主総会で出席株主の3分の 2以上の賛成が必要という特別決議によらなけ ればならない(第122条)。以上のように、上場 会社が重大な資産の購入・売却と担保について は、特別決議と同じ株主の3分の2以上の賛成 が必要であるという規定を設けている。これは、 重大な資産変更は、株主の利益に大きき影響を 与える可能性があるため、株主保護という視点 から設けられた。

上場会社の董事は、董事会会議の決議事項に 関わる企業と関連関係を有する場合、当該決議 事項について議決権を行使してはならない。当 該董事会会議は、過半数の関連関係のない董事 が出席すれば開催でき、董事会会議で行う決議 は、関連関係のない董事の過半数により採択す ることを要する。董事会に出席した関連関係の ない董事の人数が3人に満たない場合は、当該 事項について上場会社の株主総会での審議を求 めなければならない。(第125条)

以上の規定は、コーポレートガバナンスの強化という観点から、決議事項に関わる企業と何らかの関係を持つ董事の議決権行使を禁止している。

上場会社は独立董事を置き、具体的規則は国務院が定める(第123条)。中国の上場会社は、外部取締役としての独立董事を置くことを義務づけた。この独立董事の設置義務は、コーポレートガバナンスの視点で極めて注目される。なお、独立董事となる要件として、資格、独立性、専門性、経験などを国が定めている。

第6節 株主代表訴訟、社債、合併・解散

1. 株主代表訴訟

董事、高級管理職に賠償責任事由がある場合、 有限責任会社の株主、ならびに株式有限会社で 1%以上の株式を保有する株主は、書面により 監事会、または董事会(ない場合は執行董事) に訴訟の提起を請求することができる(第152条)。董事、高級管理職が法律、行政法規または会社定款の規定に違反し株主の利益を損なった場合、株主は訴訟を提起することができる(第153条)。

中国会社法では、2005年の改正で株主代表訴訟に関するこの条文が新たに加えられた。会社の取締役や高級管理職(総経理、副総経理、財務責任者、董事会秘書など)が法律または会社定款などに違反し会社に損害をもたらし、株主の利益が損なった場合、1%以上所有する株主は監事会ないし董事会(執行董事)に対して裁判所への訴訟を提起することができると規定している。この株主代表訴訟の規定は、少数株主の権利を保護するための規定であろう。

2. 社債

社債とは、会社が法定の手続で発行する一定の期限に元利を償還することを約定する有価証券である。社債発行は、証券法に定める発行条件に合致しなければならない(第154条)。社債は、記名債券と無記名債券がある(第157条)。社債は譲渡することができ、譲渡価額は譲渡人と譲受人とが約定する。社債を証券取引所において上場取引する場合は、証券取引所の取引規則に従って譲渡する。(第160条)

中国の証券法では、社債発行の条件として① 株式有限会社では純資産が3,000万元以上、有 限責任会社ではそれが6,000万元以上、②社債 累積発行額が会社純資産の40%以下、③最近の 利益率が規定以上であること、④国の産業政策 に適合すること、⑤債券の利率が規定以下であ ること(証券法第16条)、などがある。

上場会社は、株主総会の決議を経て転換社債を発行することができ、上場会社は転換社債を発行する場合、国務院証券監督管理機構に審査が必要である(第162条)。転換社債を発行できるのは、一定の条件に適合した上場企業と国有企業に限定されている。

3. 会社の合併、解散

会社の合併は、吸収合併と新設合併がある。 吸収合併は、1つの会社が他の会社を吸収する ことで、吸収される会社は解散する。新設合併 は、2つ以上の会社が合併して1つの新会社を 設立することで、合併の各当事会社は解散する。 (第173条)

会社の合併や解散は、経営上の重大な決定となるため、株主総会での株式の3分の2以上の 賛成が必要であるという特別決議事項となっている。

第7節 上場企業の所有構造

中国のコーポレートガバナンスを考察する場合、会社法という法律的分析のみならず、現状での国営・公営企業の支配構造を考慮する必要がある⁽³⁾。中国では、依然として国営・公営企業の経済に占める割合が高く、上場企業でも国が所有する株式の割合が高い。すなわち、中国の上場企業の実際の所有構造は、国有法人(国有企業が中心)、特殊法人(国有資産管理委員会の直接の管理下にある国有資産管理会社を指す一種の国有法人である)などを通して間接的にこれらの企業を支配するか、または国が直接に所有する形態がまだ多い。

中国での株式市場は、このような状況を反映して特有な構造となっている。すわわち、流通株と非流通株の存在である。株式の種類として、国家株と国有法人株という国有株が存在している。国家株は、政府が所有する株式である。国家株は、国有企業が所有する株式である。国家株と国有法人株は、市場で取引できないま流通株である。さらに、非流通株として一般法人が所有している一般法人株がある。一般法人格を持つ社会団体が法的に認められた運用資産を使って投資した非流通株である。そのほかに、市場で取引できる流通株がある。上場企業の実際の株式構成をみると、国家株、国有法人株、一般法人株といっ

62

た非流通株は、依然としてかなりの割合で存在 する。中国株式市場の1つの特徴は、株式の非 流動性であるともいえる。

中国政府は、国家にとって重要な産業分野の 企業に対しては、大株主として資本の公的所有 を維持しながら、国有企業改革を進める政策を とっている。今後、政府は国家株や国有法人株 といった国有株をどの程度に市場に放出し、民 営化を推進するかが課題となる。

第8節 外資系企業法

外資系企業に適用する外資系企業法(外商投 資企業法)として、合弁企業を規定した「中外 合資(合弁)経営企業法」、合作企業を規定し た「中外合作経営企業法」、100%外資企業を規 定した「外資独資企業法」、外商投資株式会社 を規定した「外商投資株式会社規定」がある(4)。 会社法では、外資による有限責任会社および株 式会社には会社法を適用するが、外資系企業法 に別途規定がある場合はその規定を適用する (第218条) としている。したがって、外資系企 業は会社法が一般法として適用されるが、外資 系企業法に規定がある場合はその規定が優先適 用される。本稿では、代表的外資系企業形態で ある、合弁会社、100%外資会社(独資企業)、 外商投資株式会社について別途規定のある事項 を中心に考察する。

1. 合弁会社

合弁会社は、中外合資(合弁)経営企業法に基づいて中国企業と外国企業の共同出資により設立された有限責任会社である。合弁企業は、中国法人として法人格を有し、出資者は出資額のみに責任を負う有限責任である(合弁企業法第16条)。合弁企業の登録資本金のうち外資側の出資比率は25%以上必要であるが(合弁企業法第5条)、審査認可を得れば外資側25%以下の出資も可能である。現物出資による出資は、会社法の規定により70%まで可能である。

合弁会社は、株主総会を設ける必要はなく、 董事会が最高意思決定機関となる(合弁企業法 実施条例30条)。董事は3人以上必要であるが、 人数配分は各出資者者が出資比率を参考にして 協議し決める。董事は、出資当事者が任命し、 任期は4年である。(合弁企業法実施条例31条) 董事会の定足数は3分の2以上である。定款変 更、解散、資本の増減、合併・分割の重要事項 の議決は、董事会での全員一致決議が要求され るが、それ以外の議決については特に定めてい ない(合弁企業法実施条例33条)。

董事長は、合弁会社の法定代表であり、董事 長は外資側から任命することもできる。副董事 長は、董事長を出してない側の出資当事者が任 命する。(合弁企業法第6条)董事長は、1人 しか認められないが、副董事長は人数制限がな く中国側1名と外資側1名を任命することも可 能である。

合弁企業では董事会が指名する1名の総経理、 複数の副総経理を置くことができ、総経理は董 事会の決議を執行し、経営管理を行う。外国人 が総経理、副経理になることができ、総経理、 副経理は董事を兼任することができる。(合弁 企業法実施条例35条、36条、37条)。

監事会(監査役会)は、合弁企業法に規定がなく、監事会の設置は任意であった。新会社法が2006年に施行された後は、有限会社法が規定しているように監事会の設置が要求されるようになった。ただし、会社法の施行日である2006年1月までの設立された合弁会社については、定款を変更して監事をおく必要はない。

合弁企業では、かつては会社存続期間の規定としての合弁期限を設定し、その期間は10年から30年に設定することが義務づけられていた。しかし、現在では一定の業種のみ合弁期限を定めなければならない以外は、合弁期限を定めることも定めないこともできると改正された。

2. 100%外資会社(独資会社)

100%外資会社(独資会社)は、外資独資企

業法に基づいて、外国人の出資のみで設立され た企業であり、有限責任会社である。外国出資 者は単独でも複数でもよい。外国単独出資の独 資会社は、会社法の一人有限会社の規定が適用 される。

独資会社の機関については、外国独資企業法 ではほとんど規定がないが、政府の意見・解説 によると独資企業の機関についての特別規定は 以下である(5)。株主総会は、外資共同出資の 場合は置くが、外資単独出資の場合は置かない こともできる。董事会は、外資共同出資、外資 単独出資とも置く必要がある。監事会は、外資 共同出資、外資単独出資とも置く必要がある。 総経理は、外資共同出資、外資単独出資とも置 くことができ、董事会が任命・解任する。

3. 外商投資株式会社

外商投資株式会社は、外商投資会社規定に基 づいて中国企業と外国企業の共同出資により設 立された株式会社である。三資企業といわれる 合弁会社、合作会社、独資会社は有限責任会社 であるのに対して、外商投資株式会社は株式会 社であることに特徴がある。

外商投資株式会社では、特別規定がない場合 は基本的に会社法の株式会社の規定が適用され る。会社の機関、新株発行、社債発行、上場な どについては株式会社の規定が適用される。

外商投資株式会社の特別規定として、最低登 録資本金、外資割合についての規制などがある。 外商投資株式会社は最低登録資本金が3,000万 元(外商投資株式会社規定3条)と、会社法に よる通常の株式会社の最低登録資本金は500万 元より高く設定されている。外商投資株式会社 での外資側出資比率は25%以上(外商投資株式 会社規定2条)とされている。

外商投資株式会社は、会社機関やその決議事 項については基本的に会社法が適用され、董事 会や株主総会の議決についても会社法の規定が 適用される。合弁会社と外商投資会社のコーポ レートガバナンスを比較した重要な相違として、 合弁会社の場合、定款の変更、資本の増減、合 併、解散等の重要事項について董事会での全会 一致が必要であるのに対して、外商投資会社で はその規定がないことである。合弁会社では、 現地側の少数株主が任命した董事が反対すれば、 このような重要事項は否決されるという、少数 株主に拒否権があるような形となっている。外 商投資株式会社では、会社法の規定により特別 決議事項でも董事会で過半数の賛成、株主総会 で3分に2以上の賛成があれば議決できるので、 少数株主の拒否権をめぐる紛争が発生しにくい という特徴がある。そのようなメリットがある ので、日本企業や欧米の企業などで、合弁企業 形態から外商投資会社形態への移行、新規設立 の場合外商投資企業形態での設立の動きも見ら れる。

おわりに

中国の会社法、外国投資法の観点から、中国 のコーポレートガバナンスの特徴について考察 してみよう。まず、会社法による中国企業のコー ポレートガバナンスの特徴について、以下の点 が指摘できる。

第1は、中国の会社法では、基本的には会社 の法定機関は株主総会、取締役会(董事会)、 監査役会(監事会)であるということである。 この点では、日本、ベトナム、タイなどのアジ ア諸国の会社法と基本的に共通する。アングロ サクソン型の経営機関として取締役会と執行委 員会に分離するという形は、中国の会社法では 制度化されていない。

第2は、各種の経営参加が法制化されている ことである。有限責任会社、株式有限会社、お よび国有独資会社では、監事会(監査役会)に 従業員代表を3分の1以上参加することを義務 づけた。また、国有資本の有限責任会社では董 事会(取締役会)の構成員に会社の従業員代表 を入れることを義務づけた。なお、一般の有限 責任会社および株式有限会社では、董事会へ従 業員の代表を入れることができるという任意規 定を置いた。以上のような監事会、董事会への 従業員代表の参加規定は、経営参加という観点 から注目される。

第3は、中国の上場会社は、外部取締役としての独立董事を置くことを義務づけた点である。独立董事となる要件として、資格、独立性、専門性、経験などを国が定めている。上場企業に専門家としての外部取締役の設置の法制化は、取締役会での外部取締役の監視という観点でその成果が極めて注目される。

第4は、少数株主の権利の保護が強化されたことである。有限責任会社では、10%以上保有する株主は株主総会招集権を持つ。株式有限会社では、10%以上株主は株主総会召集権、3%以上の株主は株主総会で提案権を持つ。以前の会社法の規定では、臨時株主総会の開催要件として株主の25%以上の要求が必要であったが、2005年の会社法改定では株主の10%以上の要件に緩和された。さらに、株主総会で、董事、監事を選出する場合、累積投票制度を任意に実施することができるとした。累積投票制とは、株主1株につき、選出人数と同等の投票権を有する制度で、中小株主に有利な制度である。以上のように、中国会社法では、少数株主の権利を保護する規定が強化された。

第5は、株主代表訴訟権を認めたことである。 有限責任会社の全株主、および株式有限会社の 1%以上の株式を保有する株主は、書面により 監事会、または董事会(ない場合は執行董事) に訴訟の提起を請求することができると規定し た。中国会社法では、2005年の改正で株主代表 訴訟権に関する条文が新たに加えられ、取締役 や高級管理職(総経理、副総経理、財務責任者、 董事会秘書など)が法律または会社定款などに 違反し会社に損害をもたらし、株主の利益が損 なった場合、1%以上所有する株主は訴訟を提 起することができるとした。

第6は、会社の法人格否認の法理が会社法で 明確に明記されていることである。すなわち、 会社の法人格や有限責任の濫用または法人格の 形骸化が認められた場合に、当該会社に限り法 人格が否認される。日本では、この法人格否認 について判例により認めれれているが法律の条 文にはないのに対して、中国では会社法のこの 条文で明確に規定されている。

第7は、中国の会社法では、株主総会の普通 決議は過半数以上の賛成、特別決議では3分の 2以上の賛成が必要であるとしている。株主総 会が定款の変更、登録資本金の増減、会社の合 併・分割・解散、会社形態の変更について特別 決議は、総会に出席した株主が保有する議決権 の3分の2以上で採択しなければならないとし ている。

第8は、株式有限会社の経営者や上級管理者に対して、自社株の保有申告および譲渡制限を設けてインサイダー取引や不正取引を防止する規定があることである。すなわち、董事、監事、高級管理職は、自社保有株状況の会社への申告、1年間の自社保有株の譲渡は25%以内、株式上場から1年以内および離職してから半年以内は自社保有株の譲渡禁止、を規定している。

第9は、上場会社で関連関係を有する取締役の議決権行使を禁止したことである。すなわち、取締役(董事)は、取締役会の決議事項に関わる企業と関連関係を有する場合、その事項について議決権を行使してはならないとした。

以上のように、中国の新会社法は、コーポレートガバナンスを強化する各種の規制が織り込まれた。ただし、中国では、法の実際の運用と企業の法令遵守に課題があることから、中国での今後の会社法とコーポレートガバナンスの動向に注目していきたい。

- (1)「中華人民共和国公司法」の条文の日本語訳 として、射手矢好雄・布井千博・周剣龍(2006)、 求索(2007)があり、本稿でも参考にした。
- (2)「中華人民共和国公司法」に関する解説として、射手矢好雄・布井千博・周剣龍(2006)、求索(2007)、梶田幸雄(2007)、今泉慎也・安倍誠編著(2005)、志村治美(2003)などがあり本稿でも参考にした。
- (3) 中国の企業の支配構造、コーポレートガバナンスに関しては、川井伸一(2003)、金山権(2008) などを参照。
- (4) 外資系企業法としての「中外合資(合弁) 経営企業法」、「中外合作経営企業法」、外資独資 企業法」、「外商投資株式会社規定」については、 森・濱田松本法律事務所編著(2009)、日本国際貿 易促進協会(2008)、徐治文(2005)などを参照。
- (5) 森・濱田松本法律事務所編著(2009)、43ページ。

参考文献

- 氾伝寿(2004)『中国ビジネスの法務戦略』日本評 論社。
- 長谷川俊明・沙銀華(1996)『中国投資の法的リス クマネジメント』中央経済社。
- 今泉慎也・安倍誠編著(2005)『東アジアの企業統 治と企業法制改革』アジア経済研究所。
- 川井伸一(2003)『中国上場企業―内部者支配のガ バナンス』創土社。
- 木間正道・鈴木賢・高見澤磨、宇田川幸則(2006) 『現代中国法入門』有斐閣。
- 小口彦太・田中信行(2004)『現代中国法』成文堂。 金山権(2008)『中国企業統治論―集中的所有との 関連を中心として―』学文社。
- 梶田幸雄(2007)『中国ビジネスのリーガルリスク』 日本評論社。
- 射手矢好雄・布井千博・周剣龍(2006)『改正中国 企業法・証券法』商事法務。
- 森淳二郎編著(2005)『東アジアのコーポレート・ ガバナンス』九州大学出版会。
- 森・濱田松本法律事務所編著(2009)『中国ビジネ ス法必携』ジェトロ。
- 西村幸次郎(2004)『グローバル化の中の現代中国 法』成文堂。
- 西村幸次郎(2005)『現代中国法講義』法律文化社。 日本国際貿易促進協会(2008)『中国経済六法』 日本国際貿易促進協会。
- 求索(2007)『中国の会社法 新旧「公司法」条文

- の比較と要点解説』中央経済社。
- 佐久間信夫編著(2005)『アジアのコーポレート・ ガバナンス』学文社。
- 佐久間信夫編著(2007)『コーポレート・ガバナン スの国際比較』税務経理協会。
- 志村治美・奥島孝康(1998)『中国会社法入門』日 本経済聞社。
- 志村治美(2003)『東アジアの会社法―日・中・韓・ 越の現状と動向―』法律文化社。
- 周剣龍(2005)『中国における企業・証券取引法制 の形成』中央経済社。
- 徐治文(2005)『現代中国ビジネス法』法律文化社。 安建 主编(2005)『中华人民共和国公司法释义 (2005年版)』法律出版社。
- 赵玲 编(2009)『公司法典型案例评析』对外经济贸易大学出版社。